

～介護保険料納入通知書・決定通知書を送付します～

令和6年度から 介護保険料が変わります



■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113

介護保険では、介護保険給付に係る費用等や利用者の所得状況等を考慮して、3年度ごとに保険料の見直しを行っています。介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支え合い、安心して暮らすための制度です。制度が円滑に運営されるよう、制度へのご理解と、保険料の納付にご協力をお願いします。

令和6年度の介護保険料 ※令和6年度～令和8年度までの保険料

65歳以上の方の保険料は、介護保険サービスに必要な費用等から算出された基準額をもとに所得に応じて決まります。※令和6年度より所得段階が13段階に改正されました。

所得段階	対象者の基準			調整率	年額
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.285	19,830円
第2段階			合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.485	33,750円
第3段階			合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	0.685	47,670円
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税	合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.90	62,640円
第5段階			合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	1.00	69,600円
第6段階	本人が住民税課税		合計所得金額が120万円未満	1.20	83,520円
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	90,480円
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	104,400円
第9段階			合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	118,320円
第10段階			合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	132,240円
第11段階			合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	146,160円
第12段階			合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	160,080円
第13段階			合計所得金額が720万円以上	2.40	167,040円

※住民税世帯非課税者（第1段階～第3段階）を対象として公費による軽減強化を実施します。上記の表の保険料額は軽減後の金額を記載しています。

【軽減前の額】第1段階…年額31,660円（割合0.455） 第2段階…年額47,670円（割合0.685）
第3段階…年額48,020円（割合0.69）

65歳以上の方の保険料の納め方

介護保険料の納め方は、受給している年金（障害年金・遺族年金を含む）の額により2種類に分けられます。

普通徴収	年金受給額が 年額18万円未満の方	納入通知書もしくは、口座振替等で納めます。 7月中旬に年間全8期分の納入通知書を送付します。
特別徴収	年金受給額が 年額18万円以上の方	年金からの天引きで納めます。 介護保険料の年額を年6回に分けて、年金から天引きします。

※年金額が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。